## 令和4年度第1回 豊中市社会教育委員会議

#### 次第

- 1. 開 会
- 2. 案 件
- (1) 議長・副議長の選出
- (2) 豊中市の社会教育のあり方について

- 3. その他
- 4. 閉 会

#### 【資料】

- 別紙1 豊中市社会教育委員名簿
- 別紙2 豊中市社会教育委員条例、豊中市社会教育委員条例施行規則
- 資料1 豊中市の社会教育のあり方について(素案)
- 資料2 本市社会教育のめざす方向性基本コンセプトをあらわすキャッチフレーズ案
- 資料3 本市社会教育のめざす方向性基本コンセプトイメージ図案

# 豊中市社会教育委員名簿

令和4年(2022年)7月1日現在

氏 名	区分	任 期	所属団体等
有元 祐子	学校教育関係者	令和 4.7.1 ~令和 5.6.30	小学校校長
中川博史	社会教育関係者	令和 3.7.1 ~令和 5.6.30	公民分館顧問
井川 恭子	社会教育関係者	令和 4.7.1 ~令和 6.6.30	地域教育協議会会長
秋山 京子	家庭教育の向上に 資する活動の関係 者	令和 3.7.1 ~令和 5.6.30	民生・児童委員 学校支援コーディネーター
寺嶋 繁典	学識経験者	令和 3.7.1 ~令和 5.6.30	大学院教授
濱元 伸彦	学識経験者	令和 4.7.1 ~令和 6.6.30	大学准教授
佐藤・千佳	社会福祉関係者	令和 4.7.1 ~令和 6.6.30	豊中市社会福祉協議会

#### ○豊中市社会教育委員条例

昭和35年3月31日 条例第6号 改正 平成12年3月31日条例第36号 平成19年3月23日条例第1号 平成25年12月20日条例第59号 平成30年3月22日条例第26号

- 第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条の規定に基づき、社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。
- 第2条 委員の定数は、7人以内とする。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。
  - (1) 学校教育関係者
  - (2) 社会教育関係者
  - (3) 家庭教育の向上に資する活動の関係者
  - (4) 学識経験者
  - (5) 社会福祉関係者
- 第3条 委員の任期は、2年とする。
- 2 教育委員会は、委員に特別の事情があると認める場合は、任期中であっても解嘱することができる。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 第4条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

INH HII

- 1 この条例は、昭和35年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行後最初に委嘱する委員のうち半数の委員の任期は、1年とする。
- 3 他の条例の一部改正 [略]

附 則(平成12年3月31日条例第36号)

- この条例は、平成12年4月1日から施行する。 附 則(平成19年3月23日条例第1号)
- この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月20日条例第59号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。 附 則(平成30年3月22日条例第26号) この条例は、平成30年7月1日から施行する。

#### ○豊中市社会教育委員条例施行規則

平成12年3月31日教育委員会規則第4号

改正 平成15年4月1日教育委員会規則第13号 平成23年3月25日教育委員会規則第2号 平成25年3月22日教育委員会規則第2号 平成26年1月27日教育委員会規則第2号 平成27年3月30日教育委員会規則第19号 平成31年3月26日教育委員会規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、豊中市社会教育委員条例(昭和35年豊中市条例第6号)第4条の 規定に基づき、社会教育委員(以下「委員」という。)に関し必要な事項を定めること を目的とする。

(議長及び副議長)

- 第2条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第17条第1項第2号に規定する会議 (以下「会議」という。)に議長、副議長を1名置く。
- 2 議長及び副議長は、委員の互選による。
- 3 議長は、会議を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は、議長が招集し、その議事を整理する。

(専門委員)

第4条 会議に、専門の事項を調査審議させるために必要があるときは、専門委員を置く ことができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、社会教育課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は教育長が別に定める。

附則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際,法第17条第1項第2号の規定に基づいて設置された社会教育 委員会議並びに同会議の議長及び副議長は、それぞれこの規則による社会教育委員会議 並びに同会議の議長及び副議長とみなす。

附 則(平成15年4月1日教育委員会規則第13号)

この規則は,公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月25日教育委員会規則第2号抄)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
  - 附 則(平成25年3月22日教育委員会規則第2号抄)
- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

# 別紙2

附 則(平成26年1月27日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月30日教育委員会規則第19号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月26日教育委員会規則第6号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

## 豊中市の社会教育のあり方について (素案)

#### 1. 市社会教育の現状と課題

#### (経過と現状)

- (1) 豊中市では戦後の民主教育の創成期から社会教育が盛んで、現在まで活発な活動が見受けられる。特に公民分館活動を始めとする地域活動など、先人たちが築き上げてきた歴史がある。
- (2) 公民分館活動などの社会教育をきっかけとして有為な人材が地域活動を支えてきた。
- (3) 担い手の多くは、楽しんで活動している。使命感もあるが、活動すること 自体に生きがいややりがいを感じている。日々新しい喜びがあり、忙しいと は思わないケースも多い。
- (4) どの活動も担い手の後継者不足を感じている。
- (5) 人生100年時代において、健康寿命の大切さがうたわれ、働き続ける高齢者が増えている。
- (6) 時代とともに社会課題が変化しているように、家族のあり方、子どもたち の行動様式も変化している。
- (7) 一方で多様性教育が進み、人生に自由な選択肢が増えている側面がある。
- (8) 地域の大人が地域の子どもに接する機会や、接すること自体が難しくなっている。
- (9) 核家族化などの影響により、地域の祭りなど通過儀礼に根差した地域への 関わり等が10代後半から20代後半にかけて薄くなっている。

#### (課題)

- (1) 現在では、PTA活動への否定的な意見に代表されるように、地域活動への参加に消極的な人が増え、人権教育推進などの社会教育活動に取り組むきっかけとなる活動への参加者、さらには地域活動そのものの後継者が減少している。
- (2) 少子高齢化が進む中、地域の祭り、伝統行事等において親子で参加し、地域への愛着を育む機会が減ってきている。
- (3) 共働き家庭の増加、定年延長など、地域活動を行う時間的経済的ゆとりのない家庭が増えている。
- (4) 戦後すぐの貧困の中でも活発に取り組まれた社会教育活動と、現在の地域 活動への参加者の減少との違いは何か。忙しさ以外の参加意識の低下に対す る対策が必要ではないか。
- (5) 生きづらさを感じる人が顕在化し、学校や職場、家庭以外の地域の受け皿が必要になっている。

#### (方向性)

(1) 地域参画の根幹を支える人材育成や、地域活動への参画のきっかけとして

- の社会教育の意義は引き続き重要である。
- (2) 生まれた地域に戻り、地域のために貢献したいと感じる思いを育む。
- (3) 生まれてきたときから大人になるまでの継続的な視点を大事にする。
- (4) 個々に取り組まれてきた活動を、点と点から連携することで豊中市という 地域社会全体に還元する。
- (5) 個々の実践からの学びの共有、活動の視野を広げる。
- (6) 個別で取り組まれてきた活動を元に、市全体としての社会教育のあり方を考える必要がある。

#### (まとめ)

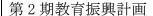
- (1) 社会教育とは、利己(自分のため)の幸福追求であるが、結果的に利他 (人のため)につながる。逆に、利他(人のため)の活動が、利己の幸福に つながる。
- (2) 実践してきた社会教育の良い点を残しつつ、さらに今の時代に見合ったより良い地域にしていくために、点と点の活動を結び、新しい「豊中の社会教育のあり方」を今ここで考える。
- (3) 幅広い社会教育という概念の中でも、教育行政が行っている社会教育を主たる目的とする事業を中心に、これまでの経過と現状を俯瞰し、課題を明らかにするとともに、これからの豊中市の社会教育のあり方と方向性を検討していく。

#### 2. 社会教育のあり方をまとめるにあたって

社会教育のあり方を検討するにあたっては、それぞれの社会教育行政機関が取り組んでいる行政課題・めざすべき目標が豊中市の社会教育全体の視点から見たとき、どのような役割を果たし、なにをめざしているかを明らかにするとともに、この検討結果が総合計画や教育振興計画の具体化に寄与するものとなるよう、以下のように整理する。

第4次豊中市総合計画

みらい創造都市とよなか~明日がもっと楽しみな まち~





■基本理念を具現化するための大 きな仕組み (イメージ) 豊かな夢を子どもたちに ともに描く学びと創造のまち とよなか

〜大きな夢を抱いて ほがらかに生きよう〜 【基本方向1】保育や幼児教育の充実を進めます

【基本方向2】子どもたちの学びを高める環境づくりを進めます 【基本方向3】子ども・若者がそれぞれの力 を活かし、社会に関わっていくことができる よう支援します

【基本方向4】子どもたちを育む学校・家庭・地域の連携・協働を進めます

【基本方向5】生涯を通した学びの機会の充 実と成果を活かせる場や機会づくりを進 めます

【基本方向6】文化芸術・スポーツの振興、 歴史・文化資源の保全・活用を進めます



社会教育のあり方検討

教育振興計画の中の社会教育の進むべき方向 性を可視化・具体化するもの

教育行政方針 点検評価

年度ごとの教育方針 毎年度の進捗をはかる

#### 3. 本市社会教育のめざすべき方向性

#### ■基本コンセプト

キャッチフレーズ(案) 【資料2 参照】

案1 人づくり地域づくり ~つながり、暮らしを豊かに

案2 ひとをつくる、地域をつくる、第一歩

案3 人と人とのつながりで人の輪ができ、和になり、循環(まわ)る

- 社会教育とは人づくりであり、地域づくりの根幹を支える人材育成である。
- ・ 個人の幸福の追求が地域満足度の上昇への道筋となる。
- ・ 学校教育と社会教育は車の両輪であり「子どもを育てる」学校教育と連携して「家庭教育・社会教育」を進め、子どもから大人まで途切れのない地域学習を構築していく。
- ・ 知と人をつなげる。人と人、地域や組織がつながる。過去と今、そして未来 をつなぐ。つながることで新しい可能性をひらき、暮らしをより豊かにす る。
- ・ 学校教育と社会教育の道しるべとなって人材育成に取り組む。

#### ■方針

- (1) 学校教育と連携を図り、子どもを育てる保護者・子どもを見守る地域の学びを通して、学びの循環を創出する。
- (2) 地域への循環を生む生涯を通じた途切れない学びと活動の場の提供。
- (3) 個人の生涯学習から地域社会への参画への流れを生むアプローチ
- (4) 公民館、図書館、郷土資料館等の社会教育行政機関が学びの機会を提供する。
- (5) 高校連携・大学連携により、社会に出る前から地域活動の循環の輪(学び→地域への参画→さらに学びへと繰り返すこと)に加わる機会を提供する。
- (6) 地域コミュニティ、女性政策、障害福祉など各分野の行政機関と連携を図り、新たな行政諸課題についても社会教育団体や施設などの資源を活用して解決に向けた取組みを展開していく。
- (7) 市民自らの学びの支援・充実を図る。
- 4. めざすべき方向性実現のための本市社会教育部門、企業、教育機関、NPO、社会教育団体などに期待される役割、取組み

#### (教育委員会社会教育部門)

- ○社会教育課の役割
  - 社会教育のコーディネーターとして、情報の集約と拡散を行う。
  - ・市民の学びごと相談の窓口として関係機関につないでいく。

- ・新たな課題について、社会教育関係機関等と協働して事業を展開する。
- ・社会教育主事を配置し、社会教育をコーディネートしていく。
- =★学びのトビラ(入口・ゲート)になる⇒ま(学)ナビゲートします。
- =★学びをナビゲーション⇒ま(学)ナビゲーションします(ゴールはない)

#### ○図書館の役割

- ・図書館活動全般を通じて教育と文化の向上に貢献し、人権を尊重するまちづくりをめざすとともに多文化共生社会の確立に貢献する。
- ・誰もが資料や情報にアクセスできる環境やメディアリテラシーの向上にむけた 環境を整え、情報格差を解消し、生涯を通した学びを支援する。
- ・子どもから大人まで、また高齢者や障害者等、すべての市民がより豊かで潤い のある文化的な生活を営むため、また日常生活や仕事における様々な課題を解 決するために必要な情報や知識、場を提供する。
- ・地域・市民との協働を進めるとともに、地域の活動拠点や居場所として、コミュニティの活性化に努める。
- ・行政機関に対して適切な情報支援を行い、行政の政策立案等を側面からサポートすることにより市民生活の向上に努める。
- ・他の図書館や関連機関とも連携・協力し、より高度で幅広い市民ニーズに対応 できるよう努める。
- ・図書館協議会や地域市民の参加や協力を得ながら「豊中市市民公益活動推進条例」等を踏まえて、より魅力的な図書館の運営をめざす。

#### ○公民館の役割

- ・生涯学習の場として、地域団体、学校、各行政機関等と連携しながら、現代的 課題や生活課題の解決、地域の魅力を発信する公民館講座を実施する。
- ・公民分館活動の支援、地域の人材のマッチング、地域と連携した公民館事業等 の実施を通じ、住民が互いに学び合い協力し合う地域づくりに貢献する。
- ・様々な学習意欲をもった市民が利用しやすいよう設備等を整備し施設を提供 することで、地域住民の自主的な生涯学習活動を支援する。
- ・ 公民館登録グループ継続的学習活動の機会を提供することで、学習活動の成果 を地域に還元し、学びの循環をつくる。

#### ○郷土資料館の役割

- ・市内の歴史・文化財を調査研究し、発信する。
- ・誰もが親しみ、楽しみ、学べる場を提供し、郷土への愛着を育む。
- ・学校と積極的に連携し、次世代の子ども達へ継承していく。

#### ○青少年交流文化館いぶきの役割

・青少年健全育成を通して、学校・家庭以外の多様な居場所・相談窓口を提供する。

- ・不登校など今日的課題にも対応する青少年施設として、社会生活にさまざまな 困難を抱える青少年への支援を進める。
- ・学校教育等と連携を図り、青少年の自主性を助長するとともに、社会的自立を 促す取組みを進める。
- ・青少年育成団体の支援

#### ○学び育ち支援課の役割

- ・地域と学校の連携により、様々な学習、体験、交流の機会をつくり、次世代を担う子どもたち(児童、生徒)を心豊かに育む、学校を拠点とした教育コミュニティづくりを進める。
- ・地域と学校を結び、生涯を通じた途切れのない学びの循環の一翼を担う。

#### (行政機関)

障害福祉や女性政策、コミュニティ政策など、それぞれの課題に取り組む所管部局は、その事業の場として社会教育施設を活用し、講師の派遣や協働事業など、密に連携しながら事業に取り組む。

#### (地域団体)

公民分館をはじめとする地域活動団体、市民団体、グループ等

#### (企業)

#### (教育機関)

(NPO)

#### (行政機関)

- 図書館
- 公民館
- 郷土資料館
- ・ 学び育ち支援課
- ・ 青少年交流文化館いぶき

#### (社会教育団体ほか市民)

- ・ 青少年団体連絡協議会(ボーイスカウト豊中協議会、ガールスカウト豊中地区 協議会、NPO 法人豊中市青少年野外活動協会、豊中市こども会連合会等)
- · NPO 法人北摂こども文化協会
- ・ 図書館ボランティアグループ (おはなしポケット)
- · 公民分館長(東泉丘)
- ・ 学校支援コーディネーター (箕輪)
- · 豊中市人権教育推進委員協議会
- ・ 公民館登録グループ(豊中二胡倶楽部)

#### (教育期間)

- · 大阪音楽大学
- 大阪大学

#### (企業)

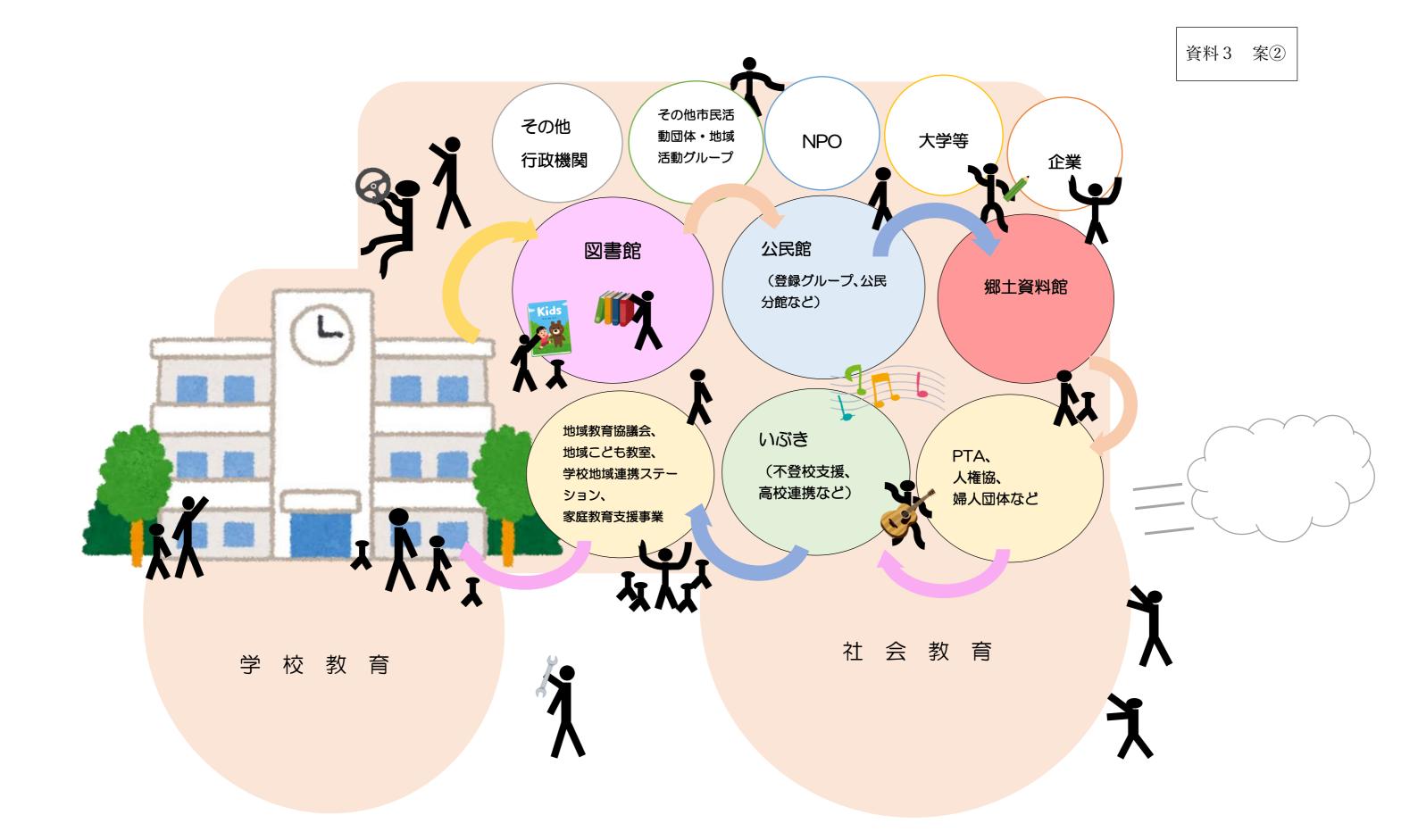
## \*本市社会教育のめざすべき方向性"の 基本コンセプトをあらわすキャッチフレーズ(案)

- ○人づくり地域づくり ~つながり、暮らしを豊かに~
- ○ひとをつくる、地域をつくる、第一歩
- ○人と人とのつながりで人の輪ができ、和になり、循環(まわ)る

#### 【その他】

- ○あれもこれも!社会教育
- ○みんなで広げよう社会教育の輪
- ○増やして、つなげて、盛り上げる
- ○おとなもこどもも教え合い・学び合い・育ち合い
- ○豊かな社会は豊かな教育から
- ○居場所作りの担い手にとっても、そこが居場所になる
- ○みんなが幸せな社会教育
- ○ビジネスライクではなく、地域(コミュニティ)教育ライク・生涯学習ライク・ボランティアライク・社会教育ライク⇒→社会教育ラブ
- ○土壌を作る、種を蒔いて花を咲かせてもらう
- ○学びのトビラ(入口・ゲート)になる⇒ま(学)ナビゲートします
- ○学びをナビゲーション⇒ま (学) ナビゲーションします (ゴールはない)

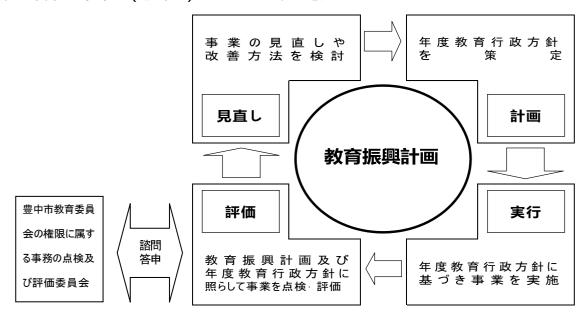




豊中市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び 評価報告書 令和3年度(2021年度)実施分より - 抜粋-

#### 1. 評価の目的

平成23 年度(2011年度)から、「豊中市教育振興計画」に基づき、各年度における教育行政の主な取組みをまとめた「年度教育行政方針」を作成している。「年度教育行政方針」に掲げた指標・目標に照らし、本報告書において 点検・評価を行うとともに、明らかになった課題を次年度の「教育行政方針」に反映させることにより、計画→ 実行→評価→見直し(方針化)のサイクルの確立を図っている



#### 2. 報告書の読み方

この報告書では、豊中市教育振興計画の概ね施策ごとに、令和3年度(2021年度)教育行政方針で掲げた指標・目標の達成状況や社会的ニーズ、取組み状況を踏まえてA~Dの評価を行いました。

#### 判断基準

A 施策の実現が図られてきている

**B** + \_\_\_\_\_↑

**B** 施策の実現がある程度図られてきている

**C** 施策の実現があまり図られてきていない

**D** 施策の実現が図られてきているとはいえない

# (5)生涯を通した学びの機会の充実と成果を活かせる場や機会づくりを進めます

## 18学びの支援と学習機会の充実

(担当課:中央公民館、読書振興課、社会教育課)

## 評価

 $B^{+}$ 

【成果】公民館において、地域課題や生活課題を踏まえた講座を開催しました。また、対面とオンラインの併用で講座を行うことにより、より広い市民へ講座への参加が可能となりました。Wi-Fi 環境を活用できる市民用のパソコンの貸出を行うことで市民の学びの環境を整備しました。

図書館では、新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じながら各事業を継続しました。 非来館型サービスの一環として図書館ホームページ上で利用者カードの仮登録および資 料の予約が可能となりました。また、北摂アーカイブスでは市制85周年記念事業として市 民ボランティアが取材・調査・編集したキャプションとともに「とよなかのいまとむかし」をテー マにした写真展を開催し、地域活動での学びの成果を共有しました。

青年の家いぶきと庄内・千里少年文化館が施設統合するにあたり、いぶきの建物の大規模改修工事を行いました。

【課題】子どもから高齢者まで、市民の多様な学習意欲に対応するため、市民や地域のニーズを把握し、デジタル技術も活用しながら、いつでも、どこでも、何度でも学べる環境の整備を一層進める必要があります。

小・中学生から高校生など青少年の異世代交流の場づくりなど今日的な課題に対応した事業展開を検討します。

## 令和3年度(2021年度)教育行政方針で掲げた取組みとその状況

#### 教育行政方針に掲げた取組み

1.公民館では、取り組むべき現代的課題や生活課題の解決に資する事業を充実させるとともに、大学、高校等と連携を図りながら、ICT機器やインターネットを活用して、幅広い分野と多様な手法により学習機会の充実に努めます。そのため、Wi-Fi環境の整備をはじめ、施設の利便性の維持・向上に必要な整備を順次進めます。

#### 状 況

- 〇昨年度同様、新型コロナウイルスの影響により講座実施数は例年実績を下回ったものの、市民の関心の高い「キャッシュレス決済」や市民自らが企画・提案した「承久の乱について」等のテーマも取り入れながら、5本の柱立て(環境学習、健康づくり推進、人権啓発、子育て・子育ち、地域魅力発信・地域連携)に沿った事業を展開しました。
- ○大学との連携事業では、大阪大学総合学術

博物館との共催でサイエンスカフェ(中央)をオンライン講座として行ったほか、大阪音楽 大学と連携した「庄内音楽のまち」(庄内)等を行いました。

- 〇小学生の学習サポートにのべ 102人の大学 生ボランティアが参加しました。
- ○昨年度に引き続き Wi-Fi 環境の運用や、オンライン講座を実施することにより、インターネットを活用した学習機会の創出を図りました。
- ONPO 法人等がその設置目的に沿ったセミナー 等を市民対象に行うことが可能となるよう公民 館の使用条件を緩和し、運用を開始しました。
- 2. 図書館では、地域の知の拠点として、個人の学びを支え、市民一人ひとりの活動が地域全体の課題解決につながっていくよう、多様な資料や情報を収集・保存し、提供します。さらに将来のデジタル化社会を見据え、市民の情報リテラシー支援やデジタルデバイドへの対策を検討します。図書館サポーター活動や、地域情報アーカイブ化事業(北摂アーカイブス)を継続します。
- 〇公益財団法人とよなか国際交流協会が主催 する日本語教室に出向き、参加者の母語に翻 訳した図書館の利用案内を配布し、利用方法 などを説明しました。また、多言語の資料を活 用し、母語で書かれた資料や日常生活の手 助けとなるような本の紹介を行いました。
- ○他部局と連携し、しごとセンター等の施設や 老人福祉施設への資料の貸出も定期的に行いました。
- ○新型コロナウイルス感染拡大防止を講じなが ら滞在時間や利用サービスの一部制限など を実施し、資料・情報提供を継続して行いまし た。
- ○パスファインダー検索なび(特定のテーマに 関する調べ方の案内)について「業界動向」 「事業をはじめる・起業」「特許・知的財産」 「就職・転職」「事業承継」「感染症」を現代の 課題解決に資するよう最新の情報に改訂しま した。
- ○図書館 Web サイトより「豊中市在住ではじめて利用者カードをつくる方」を条件に仮登録できる機能、またスマートフォンから利用者カードのバーコードを表示できる機能を追加し、ICT を活用した利便性の向上を図りました。
- ○情報リテラシー支援の一助として長寿安心課 主催の認知症サポーター養成講座で関連本 の紹介や情報リテラシー支援(医療情報)に

- 関する情報提供を行いました。
- ○図書館サポーターは感染拡大防止策をとり ながら一部事業を実施しました。
- ○市民協働事業「しょうない REK」では、(仮称) 南部コラボセンター内で事業を継続するため に参加団体による準備会を継続的に開催しま した。
- ○北摂アーカイブスについては、市制施行 85 周年記念イベントとして「とよなかのいまとむ かし」をテーマに写真パネル展を行いまし た。吹田市立千里ニュータウン情報館の画 像提供をうけ、当 Web サイトに公開しました。
  - ○令和4年度(2022年度)の電子書籍の導入に 向けて市場動向を踏まえながら、各提供事 業者のサービス内容や実績などについて比 較検討を行いました。
- 3.青少年自然の家わっぱるについて、野外活動や自然体験の活動の場としての機能を維持しつつ、民間事業者との連携などさまざまな手法を取り入れ、運営を行います。
- 4.【重点】青少年健全育成機能を充実するため、青年の家いぶきと庄内・千里少年文化館とで施設を統合するにあたり、青年の家いぶきの大規模改修工事を行います。
- ○青少年自然の家わっぱるについて、令和3年 度(2021年度)より利用料金制度を導入し、 民間事業者との連携事業など新たな手法を 取り入れ、新規利用者の開拓を行いました。
- 青年の家いぶきと庄内・千里少年文化館が 施設統合するにあたり、青年の家いぶきの大 規模改修工事を行いました。

## 令和3年度(2021年度)教育行政方針で掲げた指標・目標及び当年度実績

	令和元年度	当年度実績	新型コロナウイル	目標	
指標	(2019 年度) 実績 【教育行政方針 策定時】		スの影響を		目標年度
			受けなかった場合		
			の試算数値		
公民館の利用人数	379,063 人	204,595 人	412,421 人	437,000 人	令和 3 年度 (2021 年度)
公民館の貸室稼働率	45.2 %	38.0%	47.8%	50%	令和 3 年度 (2021 年度)
公民館主催講座(テーマ別)の実施回数	482 回	357 回	488 回	維持	各年度
はじめて公民館講座 を受講した市民の数	2,110 人	1,149 人	2,455 人	1,900 人	各年度

公民分館が実施した 事業の延べ参加人数	732,397 人	7,095 人(育 成グループ 実績を除 く)	730,039 人	712,500 人	令和 3 年度 (2021 年度)
市立図書館 Web サイトトップページアクセス件数	2,190,443 件	2,489,071 件		増加	各年度
市立図書館の新規登 録人数	11,761 人	10,372 人	12,500 人	増加	各年度
市立図書館における 市民一人あたり蔵書 数	2.6 冊	2.6 冊	_	維持	各年度
市立図書館広域利用 サービスにかかる市 外の図書館における 貸出冊数	62,040 冊	60,615 冊	75,000 冊	維持	各年度

<sup>※</sup>市民意識調査の指標は、該当の調査項目がなかったため削除しました。

# (参考)この施策にかかる主な事業一覧

事業名	概要	当年度 実績
公民館主催講 座のうち課題 別講座	環境学習事業、健康づくり推進事業、人権啓発事業などを開催した。	開催回数 153 回
社会教育関係 団体の支援	社会教育関係団体(14 団体)の活動を支援するとともに、連携 して展示会、講習会、発表会等を開催した。	発表会、展示会等の 参加人数 7,682 人
図書館システムの運用	豊中市立図書館のネットワークを支えるコンピュータシステムの維持・管理・研究を通じ、図書館サービスの維持・向上を図った。	図書館Webサイトの トップページの アクセス件数 2,489,071 回
自治体間連携事業	平成 29 年(2017 年)7 月より北摂地区公立図書館 7 市 3 町で広域利用サービスを開始した。従来の豊能地区及び吹 田市の一部の公立図書館の利用からさらに対象地域が広がっ た。	豊中市民が 広域利用により 市外図書館から 貸出を受けた冊数 60,615 冊

令和4年度(2022年度)教育行政方針より抜粋

## 【基本方向5】

生涯を通した学びの機会の充実と成果を活かせる場や機会づくりを進めます

## (18)学びの支援と学習機会の充実

公民館では、環境学習、人権啓発、健康づくり、子育で・子育ち・親育ち等に関する現代的課題や生活課題の解決に向けた事業や、地域の魅力を発信する事業を充実させるとともに、公民分館などの地域諸団体、高校・大学などの教育機関、地域の事業者等と連携を図りながら、ICT機器やインターネットを活用して、幅広い分野と多様な手法により学習機会の充実に努めます。そのため、施設の利便性の維持・向上に必要な整備を順次進めます。

また、公民館の貸室については、予約から支払いまでシステムで行えるようにします。

図書館では、地域の知の拠点として、個人の学びを支え、市民一人ひとりの活動が地域全体の課題解決につながっていよう、多様な資料や情報を収集・保存し、提供します。さらにオンラインで書籍の貸出、閲覧、返却が可能となる電子書籍貸出サービスを実施することにより、非来館型サービスの充実とともに音声読み上げや文字拡大、多言語での案内などの機能を活かし、誰もが不自由なく情報を得られる読書バリアフリー(※1)や多文化共生につながる資料提供をめざします。また、将来のデジタル化社会を見据え、市民の情報リテラシー(※2)支援や情報ネットワークにアクセスできるかどうかで生じる情報格差への対策を検討するとともに、市民協働事業として図書館サポーター活動や、地域情報アーカイブ化事業(北摂アーカイブス)などを継続します。

また、地域での学びを支える方々に対し、社会教育士資格の内容、取得のための手続き等をホームページや研修会等で周知し取得を促すことで、地域での学びの支援と学習機会の充実を図ります。

青少年自然の家わっぱるについて、野外活動や自然体験の活動の場としての 機能を維持しつつ、民間 事業者との連携などさまざまな手法を取り入れ、運営を行います。

青少年交流文化館いぶきでは、小・中学生から高校生など青少年の異世代交流の場づくりなど青少年健全育成機能の充実を図ります。

※1 注釈: 読書バリアフリーとは、障害の有無にかかわらず、すべての人が等しく読書による文字・活字文化の 恩恵を受けることができるようになること。令和元年(2019 年)6 月に「視覚障害者等の読書環境 の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)が公布・施行されました。

※2 注釈:情報リテラシーとは、さまざまな種類の情報源の中から必要な情報にアクセスし、獲得した情報 を正しく評価し、活用する能力